

「テレビ会議システムの賃貸借及び保守(令和5年4月～令和9年11月)一式」  
調達仕様書(案)にかかる意見招請の回答について

令和4年4月

日本年金機構  
システム企画部  
システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P.4	1.6.2契約延長(1)	要望	契約延長に際しての保守経費について、同額維持をお約束することは難しいと考えますがいかがでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長 (1)」に記載のとおり、契約延長の際は同等のサービスを同額又はそれ以下で提供いたします。
2	調達仕様書 P.5	1.6.3留意事項(4)	質問	情報の抹消については、納品した機器を工場出荷時の設定にリセットすれば宜しいでしょうか。それとも物理的な破壊が必要でしょうか。	要件定義書「4.17.2 保守業務の要件 (7) 機器の集約撤去・原状回復 ③ データ消去作業」の記載を満たせば、工場出荷時の設定にリセットでも可とします。
3	調達仕様書 P.6	1.7作業スケジュール(2)機器納品に係る作業の期間	質問	サーバ等機器の納品時期が11月30日に設定されていますが、時期を延期することは可能でしょうか。(拠点展開を含めて令和5年3月31日までに実施する前提です)	調達仕様書「1.7作業スケジュール(2)機器納品に係る作業の期間」に記載の納品時期を遵守いたします。 なお、拠点展開の期間については、令和5年2月28日までとするように本公示版にて記載変更を行います。
4	調達仕様書 P.29	5.4.2保守等業務(3)	質問	緊急招集する場合の条件についてご教示頂けますでしょうか？「機器の保守対応時間」と記載がありますが、構築中の話であり、全体の保守契約期間のお話ではない理解で宜しいでしょうか。	本システムの停止を伴う障害の発生やインシデント等の発生により、受託者に対して対処を求める場合等を想定しております。 構築中や本番稼働期間中に問わず、契約期間中において上記条件に該当する際は機器の保守対応時間内に緊急招集する場合があります。
5	調達仕様書 P.29	5.4.2保守等業務(3)	質問	5.4にも5.5にも「保守等業務」の記載があります。誤解・認識齟齬を防ぐためにそれぞれの対象期間・範囲の違いを明確にいただけないでしょうか？	対象期間は、調達仕様書「1.6.1 契約期間」に記載のとおりです。 調達仕様書「5.4 作業場所」の章における保守等業務は、保守等業務の作業場所について記載しています。 調達仕様書「5.5 作業の管理」の章における保守等業務は、保守等業務の作業の管理について記載しています。
6	調達仕様書 P.32	6.3.2情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に関する計画書の提出(18)①	質問	「開発環境を整備する」との記載があります。環境を整備する場所は、年金機構構内を想定しておりますでしょうか。それとも、受託者内で環境を整備する想定でしょうか。	開発環境に関しては、受託事業者内に整備願います。
7	要件定義書 P.1	2.2.1利用者数	提案	最大同時接続数を約1,000とした場合、仮想会議室に同時に接続する人数と誤認してしまいます。最大同時利用者数として記載いただくことをご提案いたします。	ご指摘のとおり、「最大同時接続数」は1仮想会議室を1,000人で利用したいという意図ではありません。 複数の仮想会議室や1対1の会議も含めた、同時にテレビ会議システムへ接続している総ユーザ数を1,000人としております。 なお、1仮想会議室に同時に接続する人数については、要件定義書「別紙1 テレビ会議システムセンター設備要求仕様」をご確認願います。 ご提案を踏まえて、調達仕様書の記載について見直しを行い、本公示で提示します。
8	要件定義書 P.3	表 3.2.2.1 システムインターフェース一覧	要望	項番1について、統合ID管理機能とはAD連携を指すのでしょうか。その場合、連携方法をお示し頂けないでしょうか。	統合ID管理機能サーバとADサーバは別々に存在します。統合ID管理機能は、HULFTを用いたCSV形式で利用者情報を提供しており、ADサーバではLDAPSを用いて利用者情報を提供しております。ご要望を踏まえ記載を見直します。
9	要件定義書 P.3	表 3.2.2.1 システムインターフェース一覧	質問	項番6について、センタ設備のバッチの配布は、PCのセキュリティバッチのように端末管理機能を利用して行うことができませんが、必須要件でしょうか。	アプライアンス製品等の制約により端末管理機能を利用できない場合、当該機能を利用いただく必要はありません。ただし、センター設備へのバッチ配布及び適用等は本調達受託事業者に行っていただく必要があります。 不明瞭な記載であったため、記載を見直します。
10	要件定義書 P.9	4.5.1可用性要件(1) 可用性に係る目標値	質問	目標復旧時間について、あくまで目標であり、場合によっては6時間以上かかる可能性も考慮されている理解で良いか。	原則、要件定義書「4.5.1 可用性要件(1) 可用性に係る目標値」に記載のとおり目標値は6時間以内です。6時間以上を要する事態が生じた場合、機構と受託事業者で対応方針について協議を行い、双方が合意した場合、復旧時間についてはこの限りではありません。
11	要件定義書 P.9	4.5.2完全性要件(1)～(3)	質問	こちらの要件はどういった意図で盛り込まれていますでしょうか。また、ログの粒度についてご教示いただけますと幸いです。	本システムが保有する情報が正確であり、不正に改ざんされていたり破壊されていないことを保証するという意図です。 取得するログについては要件定義書「4.11.8 設計及び構築要件 (1) 設計要件」を確認願います。
12	要件定義書 P.10	4.9.2バックアップ及びリストアに係る要件	要望	バックアップ要件にて、アプライアンスサーバのため、サーバのシステム領域を含めたバックアップができません。代品交換での復旧対応でも宜しいでしょうか。	代品交換でバックアップ要件及びリストア要件が充足できるのであれば、問題ございません。
13	要件定義書 P.10	4.10.1基本事項(1)SBDマニュアルの利用	質問	情報システムに係る政府調達における情報セキュリティワークシートは、どのタイミングで閲覧可能であるか。	入札期間中に閲覧可能です。
14	要件定義書 P.10	4.10.1基本事項(2)権限要件	質問	適合性確認資料のサンプルは閲覧可能であるか。	入札期間中に閲覧可能です。
15	要件定義書 P.12	4.10.3情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備①アクセス権限制御機能の整備	質問	アプライアンス製品のため、管理者権限については製品に準備された権限での運用を想定しております。アプリケーション画面に対するアクセス権限の分類は削除をご検討いただけないでしょうか。また、外部テーブルとは具体的に何をさしておりますでしょうか。	要件定義書「4.10.3 情報セキュリティ対策要件」については、原則として、記載されている内容を実施するよう願います。ただし、アプライアンス製品等、仕様上変更不可能な部分がある場合はその限りではありません。 外部テーブルとは、要件定義書に記載のとおり、アクセス権限について管理しているテーブルのことです。
16	要件定義書 P.12	4.10.3情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備④ソフトウェアの管理	質問	利用を禁止するソフトウェアとはどういう意図で作成するものか。	政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準において「情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定めること。」と規定されております。
17	要件定義書 P.12	4.10.3情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備⑤IT資産管理ソフトウェアの導入	質問	IT資産管理ソフトウェアは調達範囲に含まれるか。また、ソフトウェアは貴機構より指定のものを導入する理解で良いか。また、指定のソフトウェアがあればご教示いただけますと幸いです。	IT資産管理ソフトウェアは調達範囲に含まれます。IT資産管理ソフトウェアとしてはSKYSEAを利用しています。
18	要件定義書 P.13	4.10.3情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備⑧不正プログラム検知ソフトウェアの導入	質問	不正プログラム検知ソフトウェアは調達範囲に含まれるか。導入は今回、運用監視事業者が実施する想定で良いか。また指定のソフトウェアがあればご教示いただけますと幸いです。	不正プログラム検知ソフトウェアは以下を使用しており、調達範囲に含まれます。 ・Trend Micro Deep Security Agent ・TRSL Trend Micro Client/Server Suite Premium ・Trend Micro Premium Service for Enterprise なお、ソフトウェアの導入については、本調達受託事業者で実施願います。
19	要件定義書 P.31	4.17.2保守業務の要件(2)保守対応時間	質問	スクリーンのオンサイト対応について、設置が天井であったり、設置作業が必要な場合において、オンサイト対応が必要であるという理解で良いか。	ご認識のとおり、オンサイト対応が必要です。
20	要件定義書 P.31	4.17.2保守業務の要件(2)保守対応時間	質問	保守体制について、オンサイト対応が必要なものについて、一部を保守部材として設置場所や貴機構の建物内に保管しておくことは可能であるか。	機構拠点内に保守部材を保管することで、オンサイト対応完了までの時間や保守費用にメリットがある場合、ご提案いただくことは可能です。 ただし、オンサイト保守作業自体を機構職員に依頼すること及び保管中の保守部材に対する品質保証は機構として出来かねます。
21	要件定義書 P.31	4.17.2保守業務の要件(3)保守業務の内容	質問	年一回以上の定期点検の範囲は今回整備の全拠点と考えてよろしいでしょうか。また納品したプロジェクタ(ランプ・フィルター)やケーブル(ディスプレイ、USBケーブルなど)も消耗品に含まれると考えて間違いはないでしょうか。	点検については、要件定義書「4.17.2保守業務の要件」②(ii)に記載のとおり、対象物に対して、年一回以上の定期点検が必要となります。 また、消耗品については、要件定義書「4.17.2保守業務の要件」③(iii)に記載のとおり、機構が別途調達する外部記憶媒体(DVD、LTO)及びプリンタ消耗品(トナー、インク、ドラム)を除く部品・消耗品等については、受託事業者の責任及び負担においてその準備及び必要な交換作業を実施することとしています。
22	要件定義書 P.32	4.17.2保守業務の要件(3)保守業務の内容⑤情報セキュリティの運用	質問	監査時に必要な支援とは具体的にどのような内容か。	外部専門機関による定期的な監査及び検査への支援については、他システムにおいて過去に以下のような支援がございました。 ・機構、運用管理事業者及び外部専門機関からの問い合わせや監査による指摘事項への回答 ・年金事務所や機構本部での監査への立会い及びシステムに対する質問への回答
23	要件定義書別紙1	① テレビ会議システム設備 項番9	提案	端末にて利用可能なアプリケーションについて、MicrosoftEdge/GoogleChromeを標準インフラとして利用させていただけないか。	ご提案を踏まえて、利用可能なブラウザに係る要件を見直し、本公示で提示致します。